

保	記号			두	番 号	校 番 ·**				ツガナ ************************************	(氏)					(名)			. 男 ・ 女	生年 月日	昭和 平成	年	月(日	₹)
者欄	資格	羽得]	Σ	诏和 平成 令和	年		月	日		住 所	Ť	₹									標準報酬月額			千円
	枝番 ^(※1)	増減の別	性別	続柄		フ リ 氏	ガ	ナ 名				Ė	主 年	月日		職 業 月平均 収入額	(別居	住 所 の場合は住所を記 <i>入</i>	して下さい)	扶養し始め 扶養しな		扶養・削除 の理由	※この欄は記入 認定・削除 i		
		増・	男	,	(芪)		(名)				平		年	月	日		同居	₸		年	月 E	3	年	月	B
被		減	女		個人番号 増の場合記入)						令						別居			「資格確認書」を表 右欄の口に √ ?		資格	確認書の発行が	が必要	
扶		増・	男		(氏)		(名)				 平		年	月	日		同居	=		年	月 E	3	年	月	日
養		減	女		個人番号 増の場合記入)				Н		令						別居			「資格確認書」を 右欄の□に √ ?		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	確認書の発行が	が必要	
者		増・	男	,	(選)		(名)				 昭 平		年	月	日		同居	Ŧ		年	月 E	3	年	月	日
欄		減			個人番号 増の場合記入)						令						別居			「資格確認書」を 右欄の□に √ ?		· 資格·	確認書の発行な	が必要	
		増・	男		(氏)		(名)				 平		年	月	日		同居	-		年	月 E	3	年	月	B
		減			個人番号 増の場合記入)						令						別居			「資格確認書」を表 右欄の口に √ ?		資格	確認書の発行が	が必要	

(※1)被保険者、被扶養者の「枝番」は、わかる場合は記入をしてください。

事	業序	听 所	f 在	地	₹				
事	業	所	名	称					
事	業	主	氏	名					
電	話	i i	番	号		()		

令和 年 月 日 提出

(※「別紙1」に注意事項があります。)

(※「別紙2」、「別紙3」に証明書類についての必要事項が記載されています。)

横浜港運健康保険組合

受 付 印

(被扶養者異動届の記入についての注意事項)

- 1. この届出は被扶養者の認定を受けるとき、又は、異動(増・減)を生じたとき、5日以内に事業主を経由して組合へ提出するものです。
- 2. 黒いボールペン等で記入して下さい。但し、扶養の削除(減)のときは、赤いボールペン等で記入して下さい。
- 3. 被扶養者の範囲及び認定に必要な添付書類は、(別紙2)の被扶養者認定書類取扱例をご覧になるか、又は、健保組合までお問い合わせ下さい。
- 4. 被扶養者を削除(減)する場合は、個人番号の記入は必要ありません。
- 5. 日本国内に住民票がない場合は、(別紙3)の「日本国内に被扶養者の住民票がない場合」を参考の上、申請をしてください。
- 6. 「続柄」の欄は妻、内縁の妻、長男、長女など詳しく記入して下さい。
- 7. 「扶養し始めた日・又は扶養しなくなった日」が不明な場合は、申出日を記入して下さい。
- 8. 「扶養・削除の理由」の欄には出生、結婚、就職、死亡、離婚、退職ためなど、その理由を具体的に書いて下さい。
- 9. 年金受給者の方は、「年金通知書等(写)」の他、年金以外の収入の有無も確認しますので、「課税(非課税)証明書」、又は「直近 3 ヶ月の給与明細(写)」 もあわせてご提出下さい。
- 10. 被扶養者認定の事情等により必要な添付書類が変わる場合がありますのでご注意下さい。詳細については、健康保険組合までお問い合わせ下さい。
- 11. 資格確認書の発行が必要な場合(※1)は「□ 資格確認書の発行が必要」にチェックを入れてください。
 - (※1)以下に該当する場合に限ります。
 - ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
 - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

被扶養者認定書類取扱例

必要とする		収入関係(生計維持関係)	各種年金等収入の有無	国内居住証明	続柄証明	別居の場合	国内に居住していない場合
被扶養 証明書類 者とされる者	被扶養者現況届	非課税証明・ 在学証明・ 3ヶ月給与明細(写) 退職が確認できる書類等	有の場合 年金支払通知書等(写)	住民票等	戸籍謄本・ 続柄明記の住民票等	送金証明等(※1) 施設·寮証明·	
配偶者	\circ	0	0	0	0	0	
16歳未満の子				0	0		
16歳以上の子	0	0	0	0	0	O (%1)	原則、被扶養者として認
父・母・祖父母	0	0	0	0	0	0	定できません。ただし、例 外的に認定できる場合が
養父母	\circ	0	0	0	0	0	ありますので、(別紙3) 「日本国内に被扶養者の
義父母	0	0	0	0	0	別居の場合は、原則、被扶養者 として認定できません。	住民票がない場合の添 付資料等」を 参照して
16歳未満の孫・兄弟姉妹	\circ			0	0	0	下さい。
16歳以上の孫・兄弟姉妹	\circ	0	0	\circ	0	\circ	
16歳未満の甥・姪	0			0	0	別居の場合は、原則、被扶養者 として認定できません。	
1 6歳以上の甥·姪·伯父母·叔父 母	0	0	0	0	0	別居の場合は、原則、被扶養者 として認定できません。	
内縁の妻及びその子・父・母	0	0	0	0	0	別居の場合は、原則、被扶養者 として認定できません。	

(上記に示した添付書類以外の証明等が必要となる場合がありますので、提出前に必ず健保組合にご確認下さい。)

(※1) 16歳以上の子で「学生」の場合は、送金証明書等は原則不要

日本国内に被扶養者の住民票がない場合の添付資料等

被扶養者が以下の番号①~⑤いずれかの要件に該当するかを確認いただき、該当した場合は、「健康保険被扶養者異動届」の備考欄に「別紙3、番号○に該当」と記入し、その番号に該当する添付書類を提出して下さい。

番号	要件	添付書類
1)	外国において留学をする学生	查証、学生証、在学証明書入学証明書等
2	外国に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
3	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
4	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等
(5)	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮 して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】 留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子 供等	出生や婚姻等を証明する書類等